

# 建設産業における消費税の転嫁対策について

国土交通省 土地・建設産業局  
建設業課

○ 社会保障・税一体改革関連法により、消費税率が段階的に引き上げられることとなりました。

## <消費税率引上げのスケジュール>

- ・ 平成24年8月22日 社会保障・税一体改革関連法 公布
- ・ **平成26年4月1日** 消費税率5% → **8%適用**
- ・ **平成27年10月1日** 消費税率8% → **10%適用**

※消費税率の引上げに当たっては、税制抜本改革法附則第18条に則って、経済状況等を総合的に勘案して判断を行うこととされています。

## 工事に係る消費税のポイント

**ポイント①どの時点で課税されるのか？** → 契約日ではなく、「**引渡し日**」時点の税率が適用されます

国内取引に係る消費税の納税義務は、課税資産の譲渡等をした時に成立します。そのため、請負契約の場合は、原則として、

- 物の引渡しを要するもの…目的物の全てを完成し相手方に引き渡した日
- 物の引渡しを要しないもの…約した役務の全ての提供を完了した日

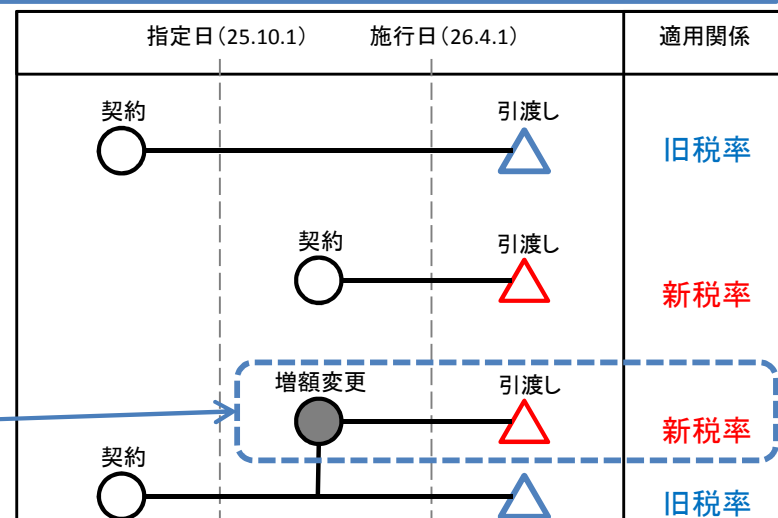
となり、契約日が消費税率の引上げ前であっても、引渡し日以後であれば、引上げ後の消費税率が適用されます。

**ポイント②経過措置とは？** → **消費税率引上げの半年より前に締結した契約は、旧税率が適用されます**

工事の請負の場合、一般的に契約から引渡しまでに時間がかかることを考慮し、指定日前に締結した工事その他請負に係る契約に基づくものについては、旧税率が適用されます。

- 消費税率8%適用に係る指定日…平成25年10月1日(←平成26年4月1日の半年前)
- 消費税率10%適用に係る指定日…平成27年4月1日(←平成27年10月1日の半年前)

**<注意>増額変更があった場合**  
経過措置の適用工事であっても、指定日以降に変更契約により増額された場合は、その増額された対価の部分については、引上げ後の消費税率が適用されます。



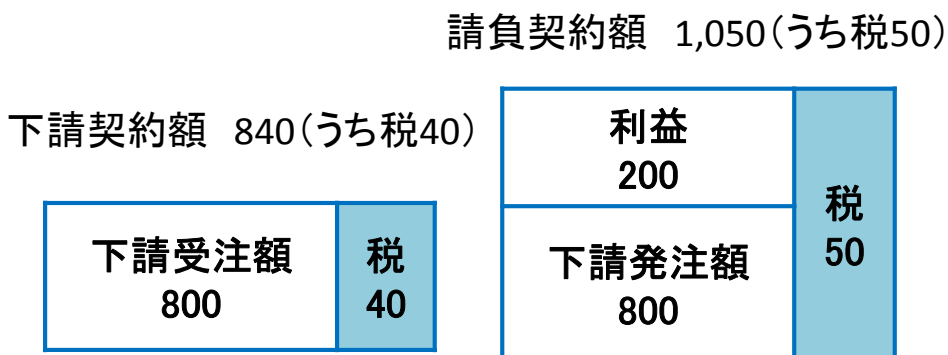
※消費税率10%に係る指定日は平成27年4月1日、施行日は平成27年10月1日となる

# 元下契約に関する経過措置と損益の関係

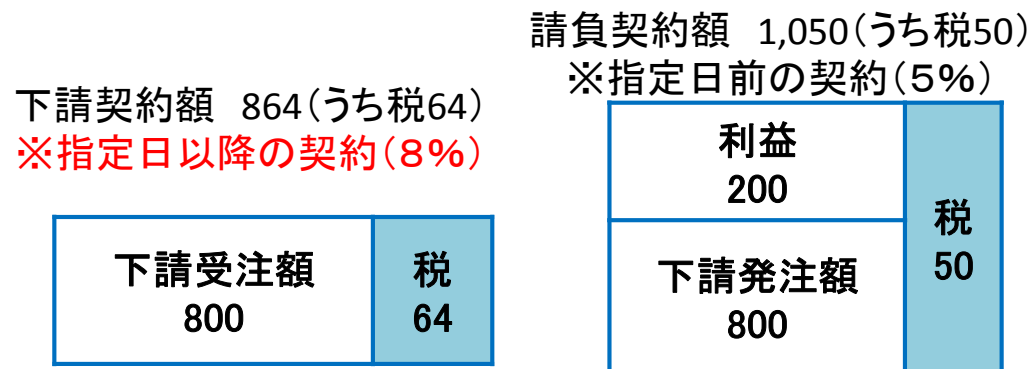
消費税は原則として、元請契約に係る消費税額から下請発注に係る消費税額を控除した金額が納付税額となる。

→ 消費税が適正に転嫁されていれば、適用税率の違いによって元請業者の損益に影響を与えない。

《現行》 元請契約5%、下請契約5%



《引上げ後》 元請契約5%(経過措置)、下請契約8%



※元下契約の関係は、発注者と契約関係のある元請業者と一次下請業者だけでなく、一次下請と二次下請など全ての下請契約の段階で成立する。

利益は同額

$$\begin{aligned} \text{利益} &= 1,050 - 840 - 10 = 200 \\ \text{納付税額} &= 50 - 40 = 10 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{利益} &= 1,050 - 864 - \blacktriangle 14 = 200 \\ \text{納付税額} &= 50 - 64 = \blacktriangle 14 \text{ (還付)} \end{aligned}$$

下請に支払った消費税額と同額の控除

(注) 地方消費税を含む。

## 長期大規模工事等における経過措置について

指定日から施行日の前日までの間に締結した長期大規模工事等の請負契約においては、右記算式により計算した金額にかかる部分については旧税率が適用されます。

長期大規模工事等に  
係る対価の額

$$\times \frac{\text{長期大規模工事等の着手の日から施行日の前日までの間に  
支出した原材料費、労務費その他の経費の額の合計額}}{\text{施行日の前日の現況により見積られる工事原価の額}}$$

※経過措置の具体的な内容等につきましては、国税庁HPをご覧ください。

【参考】国税庁HP (<http://www.nta.go.jp/>) に「平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A」(平成25年4月)等改正に関する資料が公表されています。

## 消費税転嫁のポイント

○ 消費税は、消費一般に広く公平に課税する間接税であり、税額分は価格に上乗せされ、最終的には消費者が負担することになります。

➡ 消費税率の引上げに際しては、消費税の仕組みを正しく理解し、発注者の理解を得つつ、消費税を円滑かつ適正に転嫁することが重要

○ 建設業においても、発注者との元請契約、下請契約、資材購入など取引の各段階において課税されます。

➡ 下請契約、資材購入等において、自己の取引上の地位の不当利用に当たるような行為を行わず、消費税分を適正に上乗せした契約を締結することが重要

※免税事業者については、消費税分を別途受け取ることは税法上予定されていないが、仕入れに含まれる消費税分を価格に上乗せすることが必要

※ 建設工事標準請負契約約款(公共・民間・下請)では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図るため、請負代金額を「消費税を含めた総額を記載するとともに、内書きで消費税額を別記」することで、取引に係る消費税額を明示することとしています

## 建設産業への影響について

請負契約という建設工事の特性から、発注者との関係で弱い立場に置かれる建設産業では、例えば増税分の値引きを求められやすいなど、消費税の負担を発注者に転嫁できない状況が生じる懸念があります。

### <過去の転嫁拒否事例>

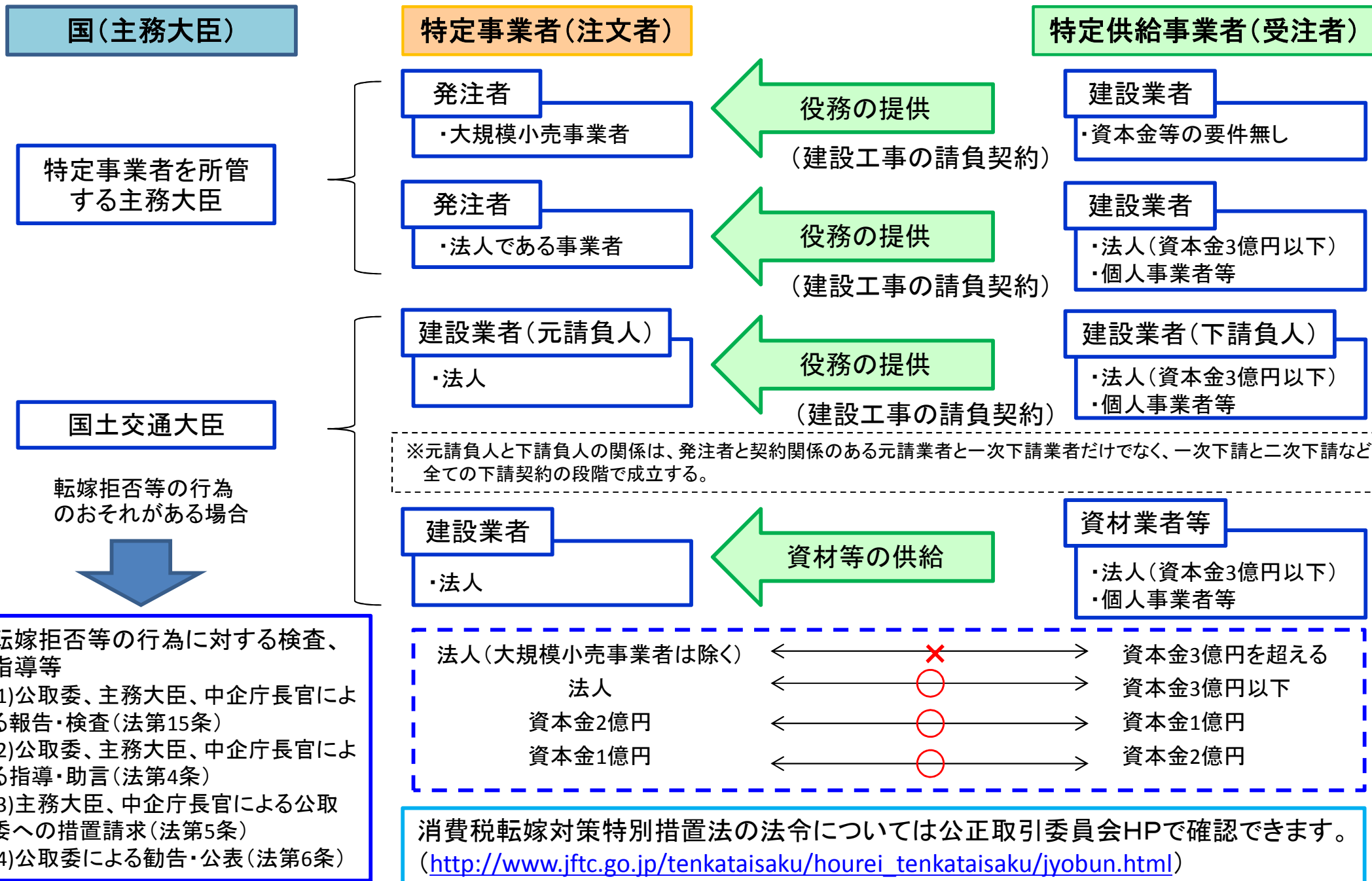
① 設計変更による増額分が生じた際、本来は新税率(5%)が適用される場所、発注者の理解を得ることができず、本体契約と同じ旧税率(3%)でしか支払ってもらえず、税率の差分(2%)を元請企業が負担して納税した。

② 税率引き上げに伴い、駆け込み発注が生じ、設計業務に支障が出るほどの繁忙となった。これにより、概算設計による契約が多くなり、その後の設計変更も増加し、ケース①のような状況が生じた。

③ 元請企業が下請企業に対して消費税の引き上げ分の値引きを求めた。

④ 発注者と元請企業との契約が経過措置の適用により旧税率が適用されることを理由に、元請企業が当該工事の下請先に対して、新税率が適用される契約に関して引き上げ分の消費税の支払いを拒否した。

# 消費税転嫁対策特別措置法と建設業との関係について



## 特定事業者の遵守事項(法第3条)

### (1)減額(消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号前段)

- 契約済みの請負金額(消費税を含めた金額。以下同じ)から消費税率引上げ分の全部又は一部を減じる場合
- 既に支払った消費税率引上げ分の全部又は一部を次に支払うべき請負金額から減じる場合
- 本体価格に消費税額分を上乗せした額を請負金額とする旨契約したにもかかわらず、支払の際に、消費税率引上げ分の全部又は一部を請負金額から減じる場合
- リベートを増額する又は新たに提供するように要請し、当該リベートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を請負金額から減じる場合
- 消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数を請負金額から一方的に切り捨てて支払う場合

### ※減額とはならない合理的な理由

瑕疵がある場合や工期に間に合わなかった場合等、特定供給事業者の責に帰すべき理由により、相当と認められる範囲内で対価を減じる場合など

→指定日以後の契約において、「引渡し日」が施行日前から施行日後に変更になるおそれがある場合、あらかじめ消費税率の引上げに伴い発生する消費税の増額相当分の取扱いについて、契約書等で明確に記載しておくことが重要。

## 特定事業者の遵守事項(法第3条)

### (2) 買ったとき(消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段)

- 請負金額を一律に一定比率で引下げて、消費税率引上げ前の請負金額に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い請負金額を定める場合
  - 原材料費の低減等の状況の変化がない中で、消費税率引上げ前の請負金額に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い請負金額を定める場合
  - 安価受注を実施することを理由に、大量発注などによる請負人等のコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず、請負人等に対して値引きを要求し、消費税率引上げ前の請負金額に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い請負金額を定める場合
  - 免税事業者である請負人等に対し、免税事業者であることを理由に、消費税率引上げ前の請負金額に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い請負金額を定める場合(注)
  - 消費税率が2段階で引上げられることから、2回目の引上げ時に消費税率引上げ分を全てを受け入れることとし、1回目の引上げ時には、消費税率引上げ前の請負金額に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い請負金額を定める場合
  - 工事内容を減らし、請負金額を消費税率引上げ前のまま据え置いて定めたが、その請負金額の額が工事内容を減らしたことによるコスト削減効果を反映した額よりも低い場合
- (注)免税事業者であっても、他の事業者から仕入れる原材料や諸経費の支払において、消費税額分を負担している点に留意する必要がある。

## 特定事業者の遵守事項(法第3条)

### (3) 商品購入、役務利用又は利益提供の要請(消費税転嫁対策特別措置法第3条第2号)

#### 【商品の購入、役務の利用要請】

- 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、請負人にディナーショーのチケットの購入、自社の宿泊施設の利用等を要請する場合
- 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、本体価格の引下げに応じなかった請負人等に対し、毎年定期的に一定金額分購入してきた商品の購入金額を増やすよう要請する場合
- 自社の指定する商品を購入しなければ、消費税率引上げに伴う請負金額の引上げに当たって不利な取扱いをする旨示唆する場合

#### 【利益提供の要請】

- 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、消費税の転嫁の程度に応じて、請負人ごとに目標金額を定め、協賛金を要請する場合等
- 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、通常必要となる費用を負担することなく、請負人等に対し、従業員等の派遣又は増員を要請する場合
- 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、消費税率の引上げに伴う価格改定や、外税方式への価格表示変更等に係る値札付け替え等のために、請負人等に対し、従業員等の派遣を要請する場合
- 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、請負人等に対し、取引の受発注に係るシステム変更に要する費用の全部又は一部の負担を要請する場合
- 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、特許権等の知的財産権、その他経済上の利益を無償又は通常支払われる対価と比べて著しく低い対価で提供要請する場合

### (4) 本体価格での交渉拒否(消費税転嫁対策特別措置法第3条第3号)

- 請負金額に係る交渉において消費税を含まない価格を用いる旨の請負人からの申出を明示的に拒む場合
- 請負人等が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したため、本体価格に消費税額を加えた総額のみを記載した見積書を再度提出させる場合
- 注文者が、本体価格と消費税額を加えた総額しか記載できない見積書等の様式を定め、その様式の使用を余儀なくさせる場合

### (5) 報復行為(消費税転嫁対策特別措置法第3条第4号)

- 請負人が、「駆け込みホットライン」等に消費税の転嫁拒否の事実を知らせたことを理由として、取引数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱をされた等

※詳細は公正取引委員会HPで公表されている「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」をご覧ください。



## 建設業法における遵守事項

消費税率の引上げにあたり、以下の行為を行った場合は、建設業法上の違反となります。

### ・見積条件の提示(建設業法第20条第3項)

本体価格の交渉には応じるが、不明確な工事内容の提示をしたり、適正な見積期間を確保しない場合

### ・書面による契約締結(建設業法第18条、第19条第1項)

請負金額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れることを合意したが、書面による契約を行わなかった場合

### ・やり直し工事(建設業法第18条、第19条第2項)

請負金額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れるが、その代わりに、変更契約をせずに、やり直し工事を行わせ、消費税率引上げ分の全部又は一部に相当する費用負担を強要する行為

### ・工期(建設業法第19条第2項)

請負金額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れるが、その代わりに工期の短縮や変更を強要する行為

### ・支払保留(建設業法第24条の3、第24条の5)

請負金額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れるが、その代わりに支払を保留する場合

### ・長期手形(建設業法第24条の5第3項)

請負代金の額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れるが、その代わりに、割引を受けることが困難であると認められる手形を交付する場合



上記行為を行った場合

## 建設業法における検査、指導等

・報告・検査(法第31条) ・指導・助言・勧告(法第41条) ・公取委への措置請求(法第42条)

## 建設産業における転嫁対策について

具体的な転嫁対策の取り組みとしては、

- ①消費税の円滑かつ適正な転嫁について各方面(※)への周知徹底  
※建設業団体への説明会実施  
※建設業法令遵守に係る指導通知の一環として、建設業団体に対し、消費税の適正な転嫁について通知を発出
- ②相談窓口の設置(政府全体、国交省建設業所管部局) ※下記参照
- ③政府全体で実施する書面調査並びに元請企業・下請企業間の取引実態調査等を通じた転嫁状況の実態把握
- ④建設業法令遵守推進本部による建設企業への立入検査・指導等徹底

などについて、これまで培ってきた調査指導の体制・ノウハウも有効に活用しながら、建設産業における円滑かつ適正な転嫁対策を実施する。

## 相談窓口

○内閣府に政府共通の窓口として消費税価格転嫁等総合相談センターを設置

**専用ダイヤル:0570-200-123**      **URL:<http://www.tenkasoudan.go.jp>**

【受付時間】平日9:00—17:00(平成26年3月・4月は土曜日も受付)

※国土交通本省においても消費税価格転嫁等総合相談センター分室を設置

○各地方整備局等においては「建設業法令遵守推進本部」にて対応(駆け込みホットラインの活用)

※駆け込みホットライン・・・0570-018-240

○都道府県においても相談窓口を設置

# 消費税転嫁拒否等に対する監視の強化

消費税転嫁対策特別措置法の施行に伴い、消費税価格転嫁等総合相談センターや駆け込みホットライン等による転嫁拒否行為に関する相談対応を開始

→これまでのところ、建設業の取引に係る消費税転嫁拒否行為に関する相談は数件寄せられている(平成26年2月25日現在)

→今後、消費税率が引き上げられる平成26年4月1日以降に引き渡し等を予定している建設工事の請負契約が増加し、消費税転嫁拒否等が行われる可能性が高まると予想されるため、建設業者の消費税転嫁拒否等に対する監視を強化する

## 1. 建設業法に基づく立入検査による消費税転嫁拒否に関する調査の実施


- 平成26年1月以降に実施する建設業法に基づく立入検査において、消費税転嫁拒否が行われていないか調査を実施
- 立入検査において消費税転嫁拒否等に関するヒアリングを行い、関連情報を収集

## 2. 下請業者に対する「消費税転嫁拒否等に関する出張相談」の実施

- (一社)建設産業専門団体連合会が開催する「平成25年度建設専門業の経営革新支援研修会」(平成26年1月20日～平成26年2月24日の間、全国10カ所で開催)において、消費税の転嫁拒否に関する相談の受付及び出席者に対してアンケートを行い、消費税転嫁拒否に関連する情報を収集

## 3. 平成26年度下請取引等実態調査における消費税転嫁拒否に関する調査の実施

- 平成26年度下請取引等実態調査において、消費税転嫁対策特別措置法の施行以降(平成25年10月1日～平成26年6月30日)の期間に消費税転嫁拒否等が行われているかどうか調査を実施

 消費税価格転嫁等総合相談センターや駆け込みホットライン等に寄せられた情報に加え、上記取組により、消費税転嫁拒否を行った企業名を覚知した場合、消費税転嫁対策特別措置法に基づく立入検査等を行う

# 消費税の

円滑かつ

適正な

転嫁のために

内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、財務省



# 1 消費税率引上げの趣旨・消費税の性格

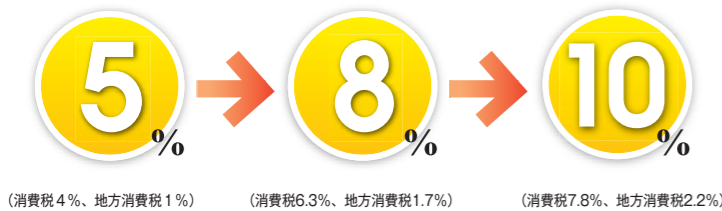
## POINT ① 消費税率引上げの趣旨

今般の消費税率の引上げは、幅広く国民各層に社会保障の安定財源の確保のための負担を求めることにより、社会保障の充実・安定化と財政健全化の同時達成を目指すものです。

### 消費税率の段階的引上げ

消費税率は段階的に引き上げることにより、経済活動に与える影響を抑えます。

平成9年4月より    平成26年4月より    平成27年10月より



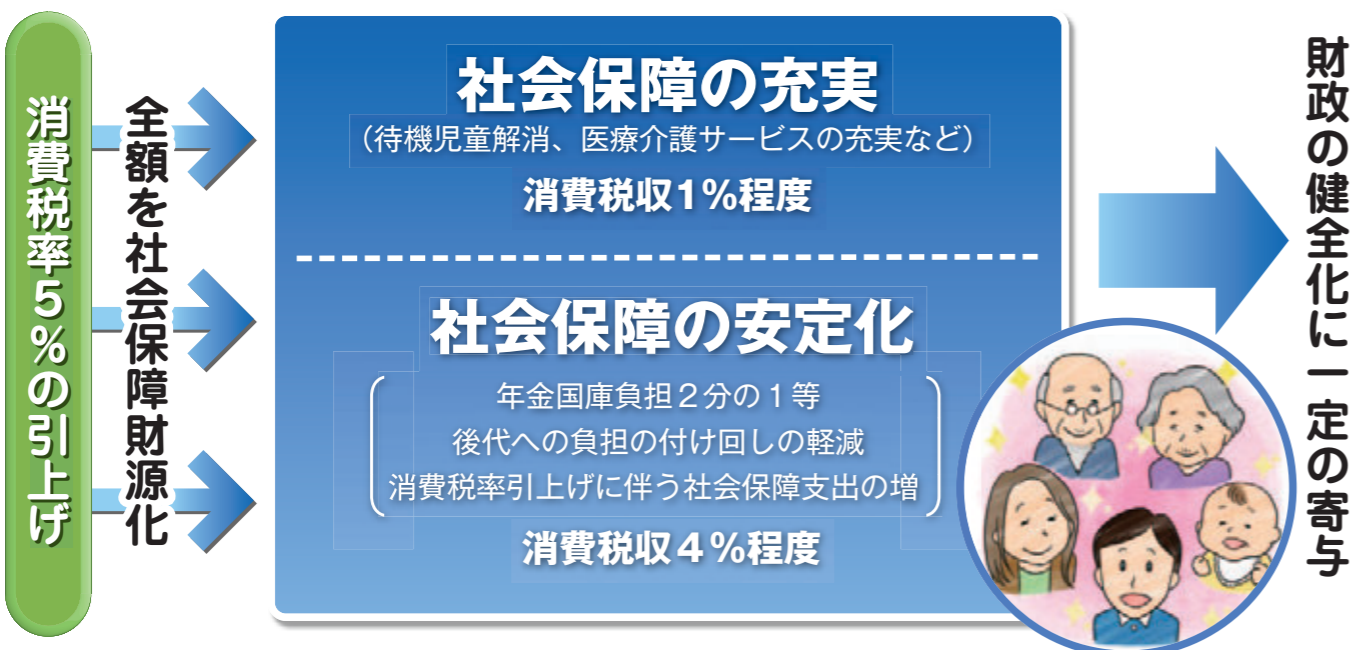
\* この消費税率の引上げについては、税制抜本改革法附則第18条に則って、経済状況等を総合的に勘案して判断を行うこととされています。



### なぜ消費税？

- ✓ 税収が安定しています。
- ✓ 負担が世代間で公平です。
- ✓ 経済活動に中立的です。
- ✓ 高い財源調達力があります。

### 社会保障の安定財源の確保



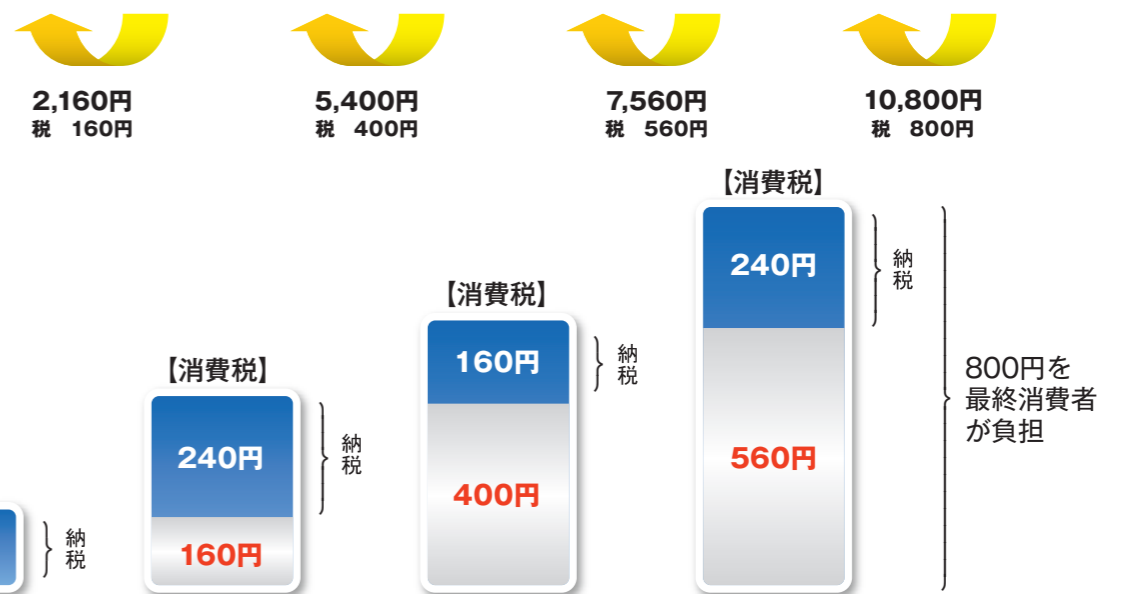
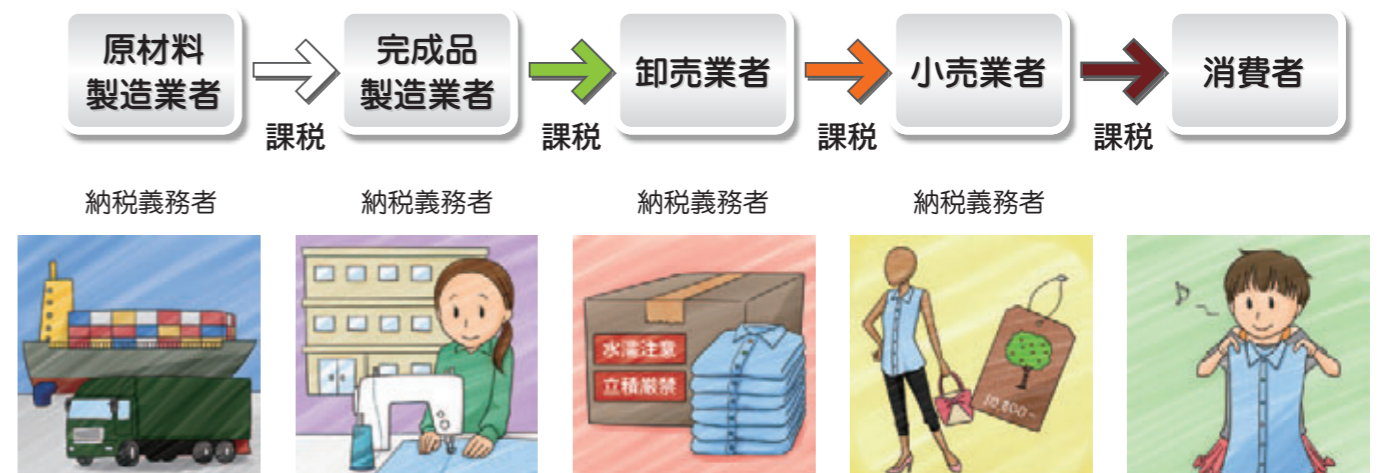
## POINT ② 消費税の性格・仕組み

消費税は、消費一般に対して広く公平に負担を求める税金です。そのため、原則として全ての財貨・サービスの国内における販売、提供などを課税対象とし、事業者を納税義務者として、その売上げに対して課税を行うとともに、税の累積を排除するために、事業者は売上げに係る税額から仕入れに係る税額を控除（仕入税額控除）し、その差引税額を納付することとされています。

事業者には課される消費税相当額は、コストとして販売価格に織り込まれて転嫁され、最終的には消費者が負担することが予定されています。

### 消費税の転嫁の仕組み

※税率8%で計算



1 に対する問い合わせ先 財務省主税局税制第二課 03-3581-4111(代表)

# 2 転嫁拒否等の行為の是正

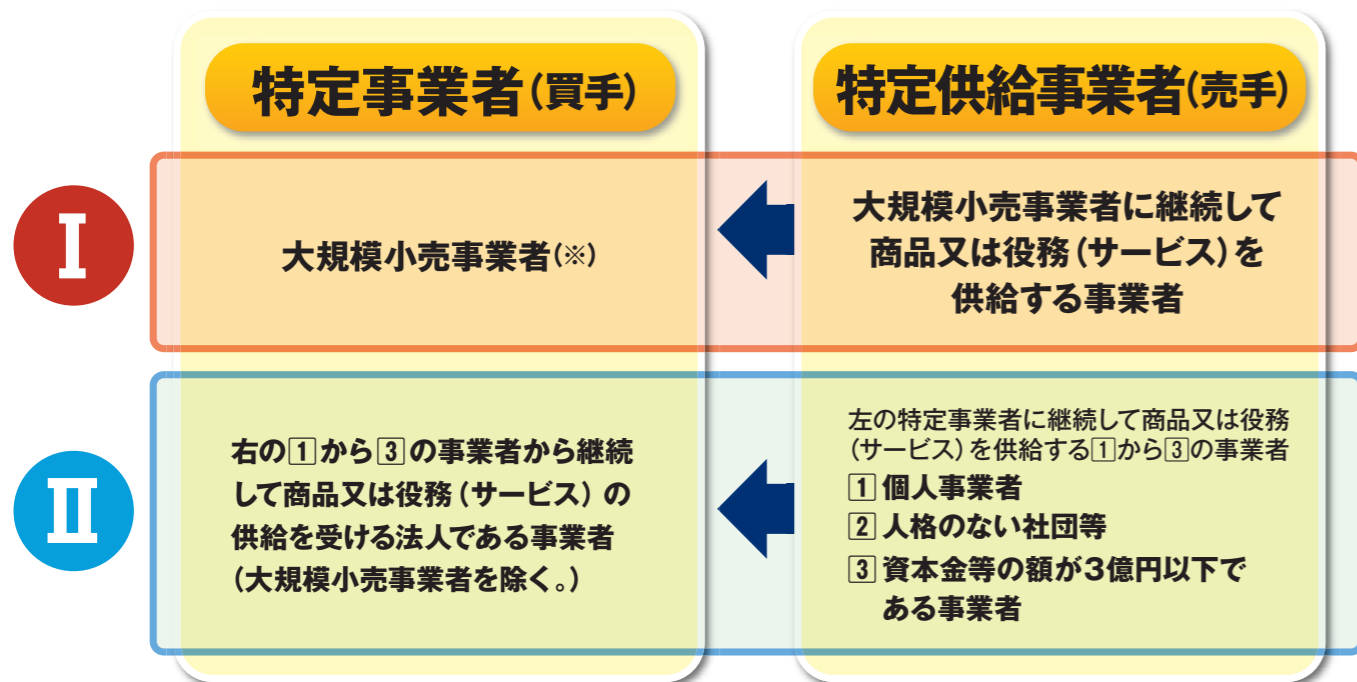
消費税転嫁対策特別措置法は、消費税率の引上げに当たって、消費税の転嫁を拒否する行為等を禁止しています(平成25年10月1日から平成29年3月31日までの措置)。

一般の消費税率引上げに当たり、中小事業者を中心に、消費税の価格への転嫁について懸念が示されていることから、これらの中小事業者等が消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備するため、消費税の転嫁拒否等の行為に対して、政府一丸となって監視・取締りを行っていくこととしています。

## ▶ 消費税の転嫁拒否等の行為として規制対象となる行為

平成26年4月1日以降に特定供給事業者から受ける商品又は役務(サービス)の供給に関して、特定事業者が特定供給事業者に対して消費税の転嫁拒否等の行為を行う場合が対象となります。

### 特定事業者と特定供給事業者との適用関係



(※) 大規模小売事業者とは、一般消費者が日常使用する商品の小売業者であって前事業年度における売上高が100億円以上である事業者や一定の面積の店舗を有する事業者をいいます。

### 消費税の転嫁拒否等の行為は禁止されています

#### ▶ 消費税の転嫁拒否等の行為とは…

消費税の転嫁拒否等の行為として、消費税転嫁対策特別措置法で禁止している行為は、次の類型です。

- ① 減額、② 買ったたき、③ 商品購入、役務(サービス)利用、利益提供の要請、④ 本体価格での交渉の拒否、⑤ 報復行為

## POINT ① 減額

特定事業者は、合理的な理由なく、既に取り決められた対価から、事後的に減じて支払うことにより、消費税の転嫁を拒否してはいけません。

### 〈具体例〉

- ▶ 対価から消費税率引上げ分の全部又は一部を減じる場合
- ▶ 本体価格に消費税額分を上乗せした額を商品の対価とする旨契約していたにもかかわらず、対価を支払う際に、消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合
- ▶ リポートを増額する又は新たに提供しよう要請し、当該リポートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合

【以下のような場合には、減額とはなりません】

### 〈具体例〉

- ▶ 商品に瑕疵がある場合や、納期に遅れた場合等、特定供給事業者の責めに帰すべき理由により、相当と認められる金額の範囲内で対価の額を減じる場合



## POINT ② 買ったたき

特定事業者は、合理的な理由なく、通常支払われる対価に比べて対価の額を低く定めることにより、消費税の転嫁を拒否してはいけません。

### 〈具体例〉

- ▶ 原材料費の低減等の状況の変化がない中で、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- ▶ 安売りセールを実施することを理由に、大量発注などによる特定供給事業者のコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず、取引先に対して値引きを要求し、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- ▶ 商品の量目を減らし、対価を消費税率引上げ前のまま据え置いて定めたが、その対価の額が量目を減らしたことによるコスト削減効果を反映した額よりも低い場合

注 「通常支払われる対価に比べて対価の額を低く定めること」とは、具体的には、特定事業者と特定供給事業者との間で取引している商品又は役務(サービス)の消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低く定めることです。

【以下のような場合には、買ったたきとはなりません】

### 〈具体例〉

- ▶ 大量発注、共同配送、共同購入などにより、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な価格交渉の結果、コスト削減効果を対価に反映させる場合





# 3 転嫁を阻害する表示の是正

消費税転嫁対策特別措置法では、あたかも消費者が消費税を負担していない又は軽減されているかのような誤認を消費者に与えないようにするとともに、納入業者に対する買いたたきや、競合する小売業者の消費税の転嫁を阻害することにつながらないようにするため、事業者が消費税分を値引きする等の宣伝や広告を行うことを禁止しています(平成25年10月1日から平成29年3月31日までの措置)。

## ▶禁止される表示

事業者は、平成26年4月1日以後における自己の供給する商品等の取引について、以下①～③の表示をしてはいけません。

### ❌ ① 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示

消費税は最終的に消費者が負担するものですので、以下のようなあたかも消費者が消費税を負担していないかのように誤認させてしまうおそれのある表示は禁止されます。



- ▶「消費税は転嫁しません。」
- ▶「消費税は一部の商品にしか転嫁していません。」
- ▶「消費税を転嫁していないので、価格が安くなっています。」
- ▶「消費税はいただきません。」
- ▶「消費税は当店が負担しています。」
- ▶「消費税はおまけします。」
- ▶「消費税はサービス。」
- ▶「消費税還元」、「消費税還元セール」
- ▶「当店は消費税増税分を据え置いています。」

### ❌ ② 取引の相手方が負担すべき消費税を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの

以下のような消費税分を値引きする旨の表示は、消費者が実質的に消費税を負担していないかのように誤認させてしまうおそれがあることから禁止されます。



- ▶「消費税率上昇分値引きします。」
- ▶「消費税8%分還元セール」
- ▶「増税分は勉強させていただきます。」
- ▶「消費税率の引上げ分をレジにて値引きします。」



### ❌ ③ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの



以下のような消費税分の物品、金銭、映画のチケット、ポイントサービスにおけるポイントなどの「経済上の利益」を消費税に関連して提供する旨の表示は、消費者が実質的に消費税を負担していないかのように誤認させてしまうおそれがあることから禁止されます。

- ▶「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します。」
- ▶「消費税相当分の商品券を提供します。」
- ▶「消費税相当分のお好きな商品1つを提供します。」
- ▶「消費税率の引上げ分を後でキャッシュバックします。」



### ○ 禁止されない表示

次の①～③のような表示は、宣伝や広告の表示全体からみて消費税を意味することが客観的に明らかな場合でなければ、いずれも、消費税分を値引きする等の表示には該当しませんので、本法律で禁止されることにはなりません。

- ① 消費税との関連がはっきりしない
- ② たまたま消費税率の引上げ幅と一致するだけ
- ③ たまたま消費税率と一致するだけ



### 消費税の転嫁を阻害する表示に対しては、政府一丸となって監視・取締りを行っていきます。

- 消費者庁長官、公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、事業者に対して、報告を求めたり、立入検査を行います。
- 消費者庁長官、公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、事業者に対して、違反行為を防止又は是正するために、必要な指導を行います。
- 公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、違反行為があると認めるときは、消費者庁長官に対して、適当な措置をとるよう求める措置請求を行います。  
なお、違反行為が繰り返し行われている場合などには必ず措置請求を行います。
- 消費者庁長官は、違反行為があると認めるときは、速やかにその行為を取りやめることその他必要な措置をとるよう勧告し、その旨を公表します。

(注) 建設業、宅地建物取引業、不動産鑑定業、浄化槽工事業、解体工事業の一部については、都道府県知事も検査や指導、消費者庁に対する措置請求を行います。

③ に対する問い合わせ先 消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)



# 4 総額表示義務の特例

消費税転嫁対策特別措置法では、二度にわたる消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保及び事業者による値札の貼替え等の事務負担に配慮する観点から、総額表示義務の特例として、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていけば税込価格を表示することを要しないこととされています。

※消費者の利便性に配慮する観点から、平成29年3月31日までの間であっても本特例により税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならないと規定されています。

## 特例を適用した場合の事務負担の軽減

▶ 特例がない場合(総額表示義務あり)の例 ▶ 特例を適用する場合の例



### 具体的な表示例

## ① 税抜価格のみを表示する場合

1 個々の値札等において税抜価格であることを明示する例



※上記のような表示は、例えば、値札、チラシ、看板、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において行うことが考えられます。

2 店内における掲示等により一括して税抜価格であることを明示する例

個々の値札等においては、「○○○円」と税抜価格のみを表示し、別途、消費者が商品等を選択する際に目につきやすい場所に、明瞭に【右図】のような表示を行うことが考えられます。

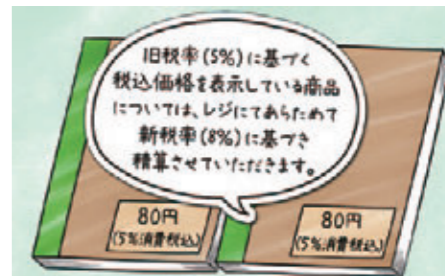


### 具体的な表示例

## ② 旧税率に基づく税込価格等で価格表示されている場合

1 新税率の適用後においても一時的に旧税率に基づく税込価格の表示が残る場合の表示例

個々の値札等においては、「○○○円」と旧税率に基づく税込価格を表示し、別途、消費者が商品等を選択する際に目につきやすい場所に、明瞭に【右図】のような表示を行うことが考えられます。



2 新税率の適用前から新税率に基づく税込価格の表示を行う場合の表示例

個々の値札等においては、「○○○円」と新税率に基づく税込価格を表示し、別途、消費者が商品等を選択する際に目につきやすい場所に、明瞭に【右図】のような表示を行うことが考えられます。



☎ 4 に対する問い合わせ先 財務省主税局税制第二課 03-3581-4111(代表)

# 5 総額表示に係る景品表示法の適用除外

消費税転嫁対策特別措置法では、税込価格と税抜価格が併記される場合において、税込価格が明瞭に表示されている場合には、価格について一般消費者に誤認を与えることにならないため、景品表示法第4条第1項(不当表示)の規定の適用が除外される旨を確信的に規定しています。

▶ 税込価格が明瞭に表示されているか否かの考え方と具体例

税込価格が明瞭に表示されているか否かについては、表示媒体における表示全体からみて、税込価格が一般消費者にとって見やすく、かつ、税抜価格が税込価格であると一般消費者に誤認されることがないように表示されているか否かにより判断されます。

この判断に当たっては、基本的に、①税込価格表示の文字の大きさ、②文字間余白、行間余白、③背景の色との対照性の各要素が総合的に勘案されることになります。

明瞭に表示されているといえる例

- ① 9,800円(税込10,584円)
- ② 9,800円(税込10,584円)
- ③ 9,800円(税込10,584円)

明瞭に表示されているとはいえない例

- ① 9,800円(税込10,584円)
- ② 9,800円(税込10,584円)
- ③ 9,800円(税込10,584円)

☎ 5 に対する問い合わせ先 消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)

# 6 転嫁カルテル・表示カルテルの独占禁止法適用除外

今般の消費税率の引上げに伴い、消費税を円滑かつ適正に転嫁できる環境を整備するため、消費税転嫁対策特別措置法では、事業者又は事業者団体は、公正取引委員会に事前に届け出ることにより、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為（転嫁カルテル・表示カルテル）を独占禁止法に違反することなく行うことができるとされています。

## POINT ① 転嫁カルテル

### 消費税の転嫁の方法の決定

転嫁カルテルとは、「消費税の転嫁の方法の決定」についての共同行為です。転嫁カルテルを行うことができるのは、主に**中小事業者**やその団体です。転嫁カルテルとして行うことができる行為は、例えば、以下のとおりです。

#### 〈具体例〉

- ▶各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に消費税額分を上乗せする旨の決定
  - ▶消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数について、対象となる商品の値付け単位、取引慣行、上乗せ前の価格からの上昇の度合等を考慮して、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理する旨の決定
- 例1 本体価格98円×8%=消費税額7.84円 → 8円  
例2 本体価格93円×8%=消費税額7.44円 → 7円

#### 【以下のような行為は認められません】

- 〈具体例〉
- ▶消費税率引上げ後の**税抜価格（本体価格）**又は**税込価格を統一する旨の決定**
  - ▶消費税率引上げ分と異なる額（率）を転嫁する旨の決定
  - ▶合理的な範囲を超える不当な端数処理を行う旨の決定 など

### 中小事業者とは？

#### 製造業・建設業・運輸業等

3億円以下又は300人以下

#### 卸売業

1億円以下又は100人以下

#### サービス業

5千万円以下又は100人以下

#### 小売業

5千万円以下又は50人以下

（凡例）業種  
資本金規模・従業員規模

注 このほか、政令による特例があります。

消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為を行う際には、次の点に御注意ください

### 注 1

転嫁の方法の決定に係る共同行為と表示の方法の決定に係る共同行為とは、要件が異なります

- ▶転嫁の方法の決定に係る共同行為には参加事業者の3分の2以上が**中小事業者**であることが必要です。

注 表示の方法の決定に係る共同行為は、全ての事業者又は事業者団体に認められています。

### 注 2

以下の期間の共同行為が認められます

- ▶平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間の商品又は役務の供給を対象とした**共同行為**が独占禁止法の適用除外の対象となります。

注 届出は平成25年10月1日から可能です。

### 注 3

共同行為を行う場合、公正取引委員会への**事前**の届出が必要です

- ▶共同行為を行うには、公正取引委員会に対して、共同行為の内容等について、事前に届出する必要があります。
- ▶届出書の様式など、具体的な届出の方法については、公正取引委員会ホームページ（<http://www.jftc.go.jp/>）を御覧ください。

### 注 意 点

共同行為はあくまでも任意のものです。これを行うかどうか、これに参加するかどうかは、個別の事業者又は事業者団体の自主的な判断に委ねられており、この法律によって、共同行為の実施や参加を強制するものではありません。

6 に対する問い合わせ先 公正取引委員会 取引企画課  
03-3581-5471（代表）

## POINT ② 表示カルテル

### 消費税についての表示の方法の決定

表示カルテルとは、「消費税についての表示の方法の決定」についての共同行為です。表示カルテルは、**全ての事業者又は事業者団体が行うことができます**。表示カルテルとして行うことができる行為は、例えば、以下のとおりです。

#### 〈具体例〉

- ▶消費税率引上げ後の価格について統一的な表示方法を用いる旨の決定

ア 税込価格を表示する場合

例1 「税込価格」と「消費税額」とを並べて表示

例2 「税込価格」と「税抜価格」とを並べて表示

イ 税込価格を表示しない場合

（4 総額表示義務の特例（9頁～10頁）を利用する場合）

例1 個々の値札に、税抜価格を表示した上、「+税」と表示する旨の決定

例2 個々の値札は税抜価格を表示した上、商品棚等の消費者に見やすい場所に、「消費税は別途いただきます」などと表示する旨の決定



【形式上、表示の方法を決定するものであっても、共同行為の内容に転嫁カルテルの内容が含まれている場合には、「転嫁カルテル」の届出が必要です】 POINT ①

#### 〈具体例〉

- ▶消費税率引上げ分を消費税率引上げ前の対価に上乗せした結果、**計算上生じる端数を切上げにより処理して**、税込価格を表示する旨の決定

# 7 便乗値上げ

## ✕ 便乗値上げは、いけません。 ～消費者の生活に好ましくない影響を与えることが懸念されます。～

### 便乗値上げとは

今回の消費税率の引上げに当たっては、個々の商品やサービスの価格が、新たな税負担に見合った幅で上昇することが見込まれています。したがって、事業者が、他に合理的な理由がないにもかかわらず、税率の上昇に見合った幅以上の値上げをする場合、それは便乗値上げである可能性があります。

ただし、一般に、個々の商品などの価格は、自由競争の下で市場条件を反映して決定されるものであるため、実際にどのような場合に便乗値上げに該当するのかを判断するに当たっては、それが税負担の変化による上昇幅を超えているかという点のほか、商品などの特性、需給の動向やコストの変動など、種々の要因を総合的に勘案する必要があります。

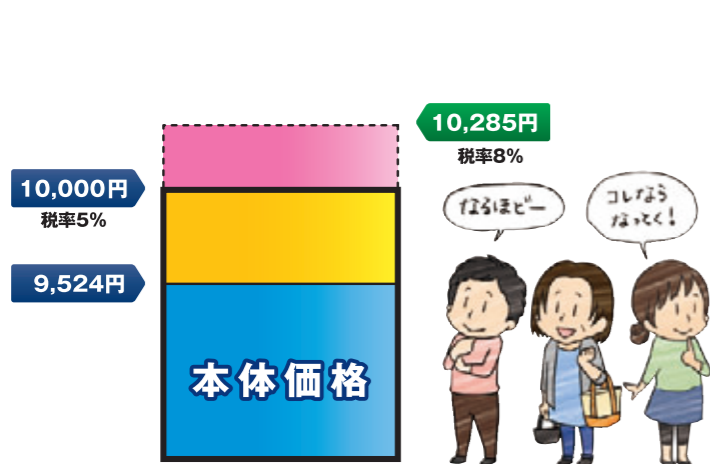
ちなみに、課税される商品やサービスについて、本体価格が全く変わらなければ、消費税率の引上げなどが行われた後の価格は、総額表示（税込価格）の場合、税抜価格の場合で、それぞれ次のようになると考えられます。



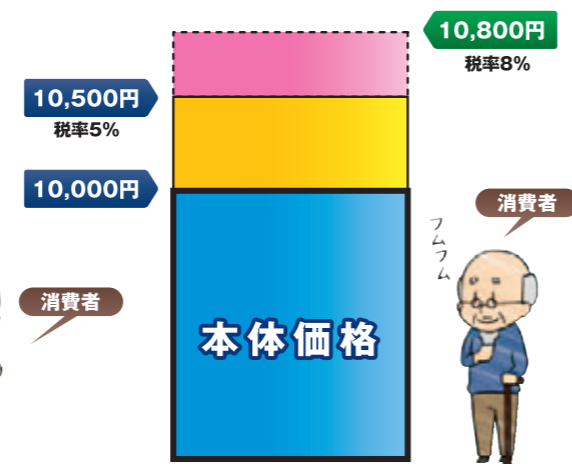
### 1万円の商品・サービスの値上げについて

(※) 本体価格は、消費税率の引上げ後も従前と変わらないものとします。

#### 1 総額表示(税込価格)で 1万円と表示されている場合



#### 2 税抜価格で 1万円と表示されている場合



## ○ 便乗値上げのよう見えて、便乗値上げに当たらないもの1 ～事業全体で適正な転嫁をしている場合～

ある特定の商品やサービスにつき、他に特段の理由がないにもかかわらず、本体価格の3%を超える値上げが行われた場合、その商品やサービスだけを見ると、便乗値上げであるように思われますが、その事業者が、事業全体として税率変更に見合った適正な転嫁をしていれば、便乗値上げには当たりません。

[端数処理]

各種の運賃など、取引慣行や利用者の便宜などを考慮して10円単位で税込価格が設定されているもの場合、あるものについては据置きとする反面、あるものについては3%を超える値上げとすることもあります。

### 事業全体として適正な転嫁を行っている場合の例

(区間A、Bともに総額表示)

区間A (85万人利用)	150円 → 150円	据置き (引上げ率=0.00%)
区間B (75万人利用)	180円 → 190円	10円引上げ (引上げ率=5.56%)
事業全体の 売上げ	262.5 (百万円) → 270.0 (百万円)	増加率=2.85%

※上記の事例は、実際の運賃などとは関係ありません。

理論的には、総額表示(内税)の商品について本体価格が一定である場合、税率が5%から8%に引き上げられることによって、  
**(108-105)/105=2.85%**  
の値上げが予想されます。

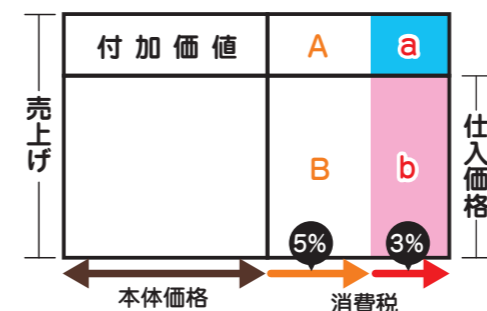
したがって、左の事業者の例では、事業全体としての売上げ増が理論値と一致していることから、区間Bについて5.56%の引上げがあることをもって便乗値上げであるとは言えません。

## ○ 便乗値上げのよう見えて、便乗値上げに当たらないもの2 ～免税事業者が仕入価格に含まれる税額を転嫁する場合～

免税事業者が消費税率の引上げに際して値上げをする場合、一見便乗値上げではないかと思われそうですが、免税事業者であっても、その仕入価格には消費税が含まれていることから、これに相当する額を価格に転嫁することは便乗値上げに当たりません。

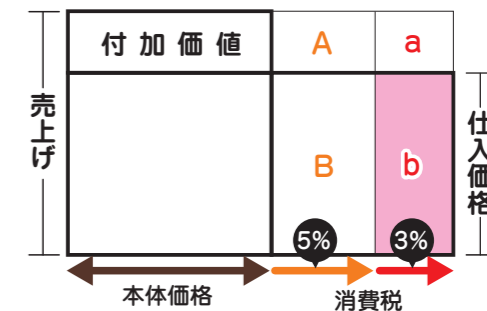
### 免税事業者が仕入価格に含まれる税額を転嫁する場合について

#### 1 課税事業者



消費税率の引上げに伴い、課税事業者では、**a+b**の値上げが行われることになります。  
納税義務者として、Aに加え新たに**a**の納税を行う。  
**b**については仕入価格の上昇として負担。

#### 2 免税事業者



消費税率の引上げに伴い、免税事業者では、仕入価格が高くなった分(=b)の値上げが行われることになります。  
**a**の納税を行う必要がないので、**a+b**の値上げは予定されていない。

7 に対する問い合わせ先 消費者庁消費生活情報課 03-3507-8800(代表)

# 8 消費税価格転嫁等 総合相談センター



消費税価格転嫁等総合相談センターは  
内閣府が設置している政府共通の  
相談窓口です。

センターでは次のような相談を受け付けます。

- 転嫁に関する問い合わせ ● 広告・宣伝に関する問い合わせ
- 消費税の総額表示に関する問い合わせ ● 便乗値上げに関する問い合わせ
- センターでは、このような相談に関して、法令等の考え方を回答するほか転嫁拒否など消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある行為については、相談者の御意向により、センターから担当省庁へ通知します。

御相談は専用ダイヤル又はHP上の専用フォームを御利用下さい。

## 専用ダイヤル：0570-200-123

【受付時間】平日 9:00～17:00 (平成26年3月・4月は土曜日も受付)

※通話料金はお住まいの地域に応じて以下の料金がかかります。なお、実際にかかる金額は音声ガイダンスで御案内しております。

● 固定電話からは 8.5円～80円 / 3分間 ● 携帯電話からは 90円 / 3分間 ● 公衆電話からは 30円～220円 / 3分間

URL

(24時間受付)

<http://www.tenkasoudan.go.jp>



お問  
合わせ先  
[一覧]

転嫁拒否等の行為の是正、転嫁カルテル・表示カルテルに関する問い合わせ先

公正取引委員会取引企画課 **03-3581-5471** (代表)

転嫁を阻害する表示の是正に関する問い合わせ先

消費者庁表示対策課 **03-3507-8800** (代表)

消費税の総額表示義務の特例に関する問い合わせ先

財務省主税局税制第二課 **03-3581-4111** (代表)

便乗値上げに関する問い合わせ先

消費者庁消費生活情報課 **03-3507-8800** (代表)



平成26年1月17日

国土交通省土地・建設産業局

## 建設業者団体に対して改めて消費税の円滑かつ適正な転嫁を要請します

昨年11月に公正取引委員会と中小企業庁が合同で行った、消費税の転嫁拒否に関する調査結果を踏まえ、本日付で、建設業者団体(計101団体)に対して、改めて消費税の円滑かつ適正な転嫁を文書で要請します。

### 1. 要請文書の発出

今年4月の消費税率引上げに際し、消費税の転嫁拒否を未然防止するため、国土交通省では、昨年11月、建設業者団体に対して円滑かつ適正な転嫁を文書で要請しました。

一方、同月に公正取引委員会と中小企業庁が合同で実施した、15万事業者を対象とする消費税の転嫁拒否に関する調査結果から、取引先に対して既に行ったき等を行っているか、今後行う可能性があると思われる事業者が、建設業、製造業、卸売業・小売業を中心に存在することが判明しました(別添「消費税の転嫁拒否に関する15万件調査(調査結果)」参照)。

この結果も踏まえ、本日付で、国土交通大臣、経済産業大臣、公正取引委員会委員長の連名により、建設業者団体(計101団体)に対して、改めて消費税の円滑かつ適正な転嫁を文書で要請します。(製造業、卸売業・小売業に属する業界団体(計474団体)に対しても、経済産業大臣・公正取引委員会委員長から本日付で要請されます。)

### 2. 徹底した監視・取締りの実施

15万事業者に対する調査結果等を踏まえ、既に取り先に対して買ったき等を行っている可能性がある事業者に対しては、公正取引委員会・中小企業庁と連携を図りながら、迅速に立入検査を行ってまいります。

検査後さらに裏付け調査を行った結果、法律違反の事実が明らかになった場合には、買ったき等の違反行為を含まない契約への変更等の指導を行います。

特に、重大な違反と判断された事業者については、公正取引委員会が勧告を行うとともにその事業者名を公表します。

### 3. 事業者・消費者等への広報活動の強化

さらに、各省と連携して、新聞広告・テレビ・ポスター・パンフレットなど、あらゆる媒体を活用し、事業者や消費税をご負担いただく消費者への広報活動を集中的に実施してまいります。

#### (問い合わせ先)

土地・建設産業局建設業課

建設業適正取引推進指導室 課長補佐 高芝、調査係長 神宮

代表 (03) 5253-8111 (内線24715, 24724)

直通 (03) 5253-8277 FAX (03) 5253-1553

## 消費税の転嫁拒否に関する15万件調査（調査結果）

**【調査対象】** 15万事業者（調査票では、回答内容について情報管理を徹底し、秘密を厳守する旨記載した上で回答を依頼）  
 ※15万事業者は、「平成21年度経済センサス-基礎調査」の産業構成比と同率になるように無作為に抽出

**【調査実施期間】** 平成25年11月1日～平成25年11月25日締切り **【回答数】** 10,209件  
 [表1]調査対象15万事業者の分布（産業構成比）

	建設業	卸売業、 小売業	製造業	その他	合計
事業者数	43,871 (29.3%)	33,113 (22.1%)	18,516 (12.3%)	54,500 (36.3%)	150,000 (100.0%)

### 【集計結果】

**【表3】**「既に転嫁拒否を受けている」または「今後転嫁拒否を受けたいことを懸念している」と回答した事業者（売り手側）750社の業種・行為別分布

	建設業	卸売業、 小売業	製造業	その他	業種等 不明
事業者数	229社 (30.5%)	160社 (21.3%)	109社 (14.5%)	194社 (25.9%)	58社 (7.7%)
減額	170件	102件	60件	135件	27件
買いたたき	159件	107件	74件	129件	43件
利益提供要請	85件	64件	34件	83件	7件
本体価格での 交渉拒否	101件	76件	54件	93件	20件
合計	515件	349件	222件	440件	97件

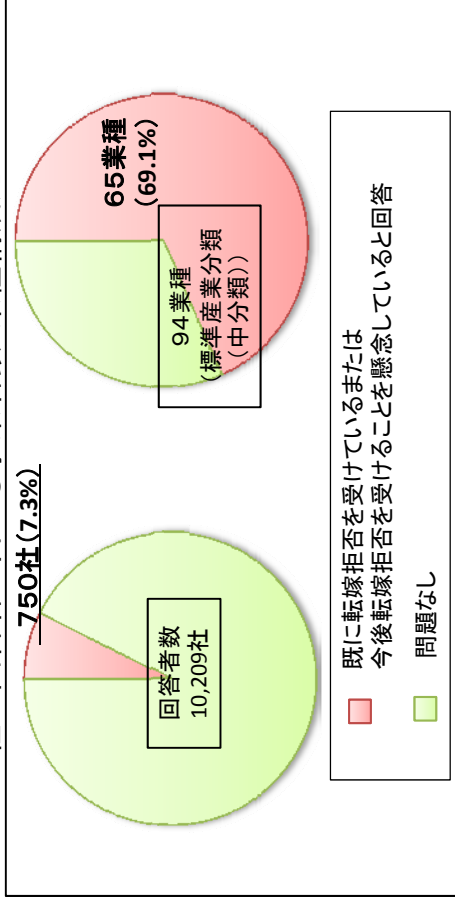
**【表4】**「既に転嫁拒否を行っている」とされる、または「今後転嫁拒否を行う」ことを懸念されている事業者（買い手側）268社の業種・行為別分布

	建設業	製造業	卸売業、 小売業	その他
事業者数	69社 (25.7%)	63社 (23.5%)	60社 (22.4%)	76社 (28.4%)
減額	45件	35件	34件	57件
買いたたき	49件	34件	39件	48件
利益提供要請	18件	16件	21件	27件
本体価格での 交渉拒否	16件	11件	12件	13件
合計	128件	96件	106件	145件

[表2]回答者10,209社の業種分布（産業構成比）

	建設業	卸売業、 小売業	製造業	その他	分類不能	合計
回答者数	1,765 (17.3%)	1,687 (16.5%)	1,149 (11.3%)	2,748 (26.9%)	2,860 (28.0%)	10,209 (100.0%)

**【図1】**「既に転嫁拒否を受けている」または「今後転嫁拒否を受けたいことを懸念している」と回答した事業者（売り手側）750社の回答者に占める事業者数・業種構成比



**【転嫁拒否と判断される可能性がある例（回答を一部加工して作成）】**

- 建設業：A工務店は、本年4月1日以降に引き渡しを受ける下請工事について、消費税率引上げ分を支払わない旨を下請事業者と連絡。
- 工事契約日が昨年10月1日以降であれば、転嫁拒否となる可能性あり。
- 製造業：B製造業者は、安売りセール実施のため、納入業者に対し、消費税率8%を上乗せした納品価格から値引きするよう要請。
- 合理的な理由（※）がない場合、転嫁拒否となる可能性あり。
- 小売業：C小売店は、納入業者に対し、納品価格に消費税率8%を上乗せした結果生じる端数を切り捨てて支払う旨を連絡。
- 合理的な理由（※）がない場合、転嫁拒否となる可能性あり。
- （※）合理的な理由には、例えば、以下のような場合が考えられる。  
 大量発注によるコスト削減効果が生じている、原材料価格が客観的にみて下落している等

20140115 中第 1 号  
国土建推第 31 号  
公取取第 14 号  
平成 26 年 1 月 17 日

代表者 殿

経 済 産 業 大 臣

国 土 交 通 大 臣

公正取引委員会委員長

消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底について（重点要請）

「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」（平成 25 年 10 月 1 日閣議決定）において、消費税率（地方消費税率を含みます。以下同じ。）を、平成 26 年 4 月 1 日に 5% から 8% へ引き上げることが確認されました。

消費税（地方消費税を含みます。以下同じ。）は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者が負担する税ですが、中小企業・小規模事業者を中心に消費税の価格への転嫁について懸念が示されています。

このため、今次の消費税率の引上げに際して、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成 25 年法律第 41 号）（以下「消費税転嫁対策特別措置法」といいます。）が平成 25 年 6 月 5 日に成立し、平成 25 年 10 月 1 日から施行されました。

公正取引委員会及び経済産業省においては、消費税転嫁対策特別措置法に基づき、平成25年11月1日から同25日を締切りとして、無作為に抽出した15万事業者を対象に、消費税の転嫁拒否等の行為の有無等に関する調査を行ったところ、建設業、製造業及び卸売業・小売業においては、消費税の転嫁拒否等の行為が現在行われている、又は今後行われる可能性があるとの声が多く寄せられました。

貴団体におかれては、別紙の遵守事項等について十分理解するとともに、改めて貴団体傘下の事業者に対し、消費税の転嫁拒否等の行為を行うことがないよう、全社的に適切な措置を講じるべきことを周知徹底いただくよう要請します。

なお、公正取引委員会、経済産業省及び国土交通省は、消費税転嫁対策特別措置法に違反するおそれのある事業者に対しては、その事務所又は事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件の検査を行うなどの調査を行います。その結果、違反行為があると認めるときは、迅速かつ厳正に対処してまいります。特に、消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する重大な事実があると認める場合などには、公正取引委員会が事業者に対して勧告を行い、その旨の公表を行います。

以上



## 消費税転嫁対策特別措置法における遵守事項

消費税転嫁対策特別措置法では、特定事業者が特定供給事業者に対して消費税の転嫁を拒否する行為が規制対象になっています。

## 1. 特定事業者と特定供給事業者

	特定事業者 (転嫁拒否をする側) (買手)	特定供給事業者 (転嫁拒否をされる側) (売手)
①	大規模小売事業者（注）	大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する場合における当該商品又は役務を供給する事業者
②	法人である事業者であって、右欄に掲げる事業者から継続して商品又は役務の供給を受けるもの（大規模小売事業者を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人である事業者</li> <li>・ 人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。）である事業者</li> <li>・ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下である事業者</li> </ul>

（注）大規模小売事業者とは、一般消費者が日常使用する商品の小売業を行う者（特定連鎖化事業（中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第11条第1項に規定する特定連鎖化事業をいう。）を行う者を含む。）であって、その規模が大きいものとして公正取引委員会規則で定める次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。

ア 前事業年度における売上高（特定連鎖化事業を行う者にあつては、当該特定連鎖化事業に加盟する者の売上高を含む。）が100億円以上である者

イ 次のいずれかの店舗を有する者

- ・ 東京都特別区及び政令指定都市の区域内にあつては、店舗面積が3000平方メートル以上の店舗
- ・ それ以外の市町村の区域内にあつては、店舗面積が1500平方メートル以上の店舗

## 2. 特定事業者の遵守事項

特定事業者は以下に掲げる行為を行ってははいけません。

### (1) 減額

商品又は役務について、合理的な理由なく既に取り決められた対価から事後的に減じて支払うこと

<問題となる事例>

ア 対価から消費税率引上げ分の全部又は一部を減じる場合

イ 既に支払った消費税率引上げ分の全部又は一部を次に支払うべき対価から減じる場合

ウ 本体価格に消費税額分を上乗せした額を商品の対価とする旨契約していたにもかかわらず、対価を支払う際に、消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合

エ リベートを増額する又は新たに提供するよう要請し、当該リベートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合

オ 消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数を対価から一方的に切り捨てて支払う場合

### (2) 買いたたき

商品又は役務の対価について、合理的な理由なく通常支払われる対価よりも低く定めること

<問題となる事例>

ア 対価を一律に一定比率で引き下げて、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合

イ 原材料費の低減等の状況の変化がない中で、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合

ウ 安売りセールを実施することを理由に、大量発注などによる特定供給事業者のコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず、取引先に対して値引きを要求し、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合

エ 免税事業者である取引先に対し、免税事業者であることを理由に、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合（注）

オ 消費税率が2段階で引き上げられることから、2回目の引上げ時に消費税率引上げ分の全てを受け入れることとし、1回目の引上げ時には、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合

カ 商品の量目を減らし、対価を消費税率引上げ前のまま据え置いて定めたが、その対価の額が量目を減らしたことによるコスト削減効果を反映した額よりも低い場合

（注）免税事業者であっても、他の事業者から仕入れる原材料や諸経費

の支払において、消費税額分を負担している点に留意する必要がある。

(3) 商品購入、役務利用又は利益提供の要請

商品又は役務について、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せする代わりに、特定供給事業者の商品を購入させ、役務を利用させ又は経済上の利益を提供させること

<問題となる事例>

【商品購入、役務利用の要請】

- ア 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットの購入、自社の宿泊施設の利用等を要請する場合
- イ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、本体価格の引下げに応じなかった取引先に対し、毎年定期的に一定金額分購入してきた商品の購入金額を増やすよう要請する場合
- ウ 自社の指定する商品を購入しなければ、消費税率引上げに伴う対価の引上げに当たって不利な取扱いをする旨を示唆する場合

【利益提供の要請】

- ア 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、消費税の転嫁の程度に応じて、取引先ごとに目標金額を定め、協賛金を要請する場合
- イ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、通常必要となる費用を負担することなく、取引先に対し、従業員等の派遣又は増員を要請する場合
- ウ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、消費税率の引上げに伴う価格改定や、外税方式への価格表示の変更等に係る値札付け替え等のために、取引先に対し、従業員等の派遣を要請する場合
- エ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先に対し、取引の受発注に係るシステム変更に要する費用の全部又は一部の負担を要請する場合
- オ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、金型等の設計図面、特許権等の知的財産権、その他経済上の利益を無償又は通常支払われる対価と比べて著しく低い対価で提供要請する場合

ただし、取引上合理的必要性があり、特定供給事業者に不当に不利益を与えない場合は、商品購入、役務利用又は利益提供の要請に該当しない。

(4) 本体価格での交渉の拒否

商品又は役務の供給の対価に係る交渉において消費税を含まない価格を用いる旨の特定供給事業者からの申出を拒むこと（注）

（注）申出を拒むとは、特定事業者が、特定供給事業者からの申出を明示的に拒む場合が該当することはいうまでもないが、例えば、次のとおり、特定供給事業者が本体価格で価格交渉を行うことを困難にさせる場合も該当する。

ア 特定供給事業者が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したため、本体価格に消費税額を加えた総額のみを記載した見積書等を再度提出させる場合

イ 特定事業者が、本体価格に消費税額を加えた総額しか記載できない見積書等の様式を定め、その様式の使用を余儀なくさせる場合

(5) 報復行為

上記（1）から（4）に掲げる行為があるとして、特定供給事業者が公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること